

高知県競争力強化生産総合
対策事業費補助金交付要綱

令和4年4月

高知県農業振興部

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号)第24条の規定に基づき、高知県競争力強化生産総合対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に即し、農産物の高品質・高付加価値化及び低コスト化により、産地競争力の強化を図るため、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)に基づき実施する事業に要する次に掲げる経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 市町村が実施する事業に要する経費

(2) 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。)、公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。)、土地改良区、消費者団体又は市場関係者(交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。)、事業協同組合連合会又は事業協同組合、食品事業者、民間事業者(交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。)、中間事業者(交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。)、流通業者(交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。)、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人、コンソーシアム(交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。)、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社(独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準(平成15年10月1日農林水産省告示第1538号)第2号に規定する基準に適合するものに限る。以下同じ。)、乳業再編等協議会(交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。)若しくは知事が中国四国農政局長と協議して適当であると認める団体(以下「特認団体」という。)が実施する場合であって、県の区域を対象とする等、広域的な取組を行う事業に要する経費

(3) 農業協同組合、農業者の組織する団体、公社、土地改良区、消費者団体又は市場関係者、事業協同組合連合会又は事業協同組合、食品事業者、民間事業者、中間事業者、流通業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人、コンソーシアム、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社、乳業再編等協議会若しくは特認団体が実施する場合にあっては、当該事業に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助金に要する経費

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)に係る補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助事業者（市町村を除く。）が第1項の補助金交付申請書を提出するときは、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない旨を証する納税証明書及び誓約書兼同意書（別紙参考様式2）を添付しなければならない。なお、納税証明書に代わり、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式4）及び本人確認書類の写しをもって代えることができるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第2条第3号に該当する場合に、第1項の補助金交付申請書を提出するときは、補助事業者は、補助金の交付を間接的に受けようとする者に県税の滞納がないことを確認するとともに、県に対する税外未収金債務の滞納がない旨の誓約書兼同意書を提出させなければならない。

5 県税納税証明書について、県税の納税義務がない場合は、県税納税証明書に代えて、その旨の申立書（別紙参考様式3）を添付しなければならない。

(補助事業の着手)

第5条 補助事業者は、補助事業を着手する場合は、原則として、次条の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、別記第2号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項

において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)であるとき。

- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者又は契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと(市町村を除く。)
- (8) 間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付さなければならないこと。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を新設し、又は廃止する場合
- (2) 補助事業の実施主体を変更する場合
- (3) 別表の区分欄の1から3へ経費を流用する場合
- (4) 補助事業の施工箇所又は補助事業による施設等の設置場所を変更する場合
- (5) 別表の区分欄の1の(1)、(2)及び2の経費に係る補助金の増加又は20パーセントを超える減少の場合

2 補助事業者は、前項に定める場合のほか、補助対象経費の減額に伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前2項の補助金変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遂行状況報告書)

第9条 補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別記第5号様式による補助金遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した別記第6号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の概算払）

第11条 知事は、既に着手した補助事業で必要があると認めるものについて、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第8号様式による概算払請求書に知事が別に定める書類を添えて、1部を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- （2）補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- （4）補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。
- （5）補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第6条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めるとき。

（関係書類の保管）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産1件当たりの取得価格が50万円以上の機械又は器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、別記第9号様式による財産管理台帳その他

関係書類を保管しなければならない。

(グリーン購入)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 15 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑則)

第 16 条 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱に定める特別承認事業の採択を受け、補助事業を実施する場合においても、その交付の申請に係る手続、様式等は、全てこの要綱の規定を適用するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 4 号及び第 5 号、第 10 条第 3 項、第 12 条、第 13 条並びに第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 6 月 13 日から施行する。

2 平成 24 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。